

憲法修正と台湾独立への体制づくり

澤 喜司郎

Kishiro SAWA

はじめに

麻生太郎外相は2006年3月9日の参院予算委員会で、台湾は「民主主義がかなり成熟し、自由主義経済を信奉し、法治国家でもある。いろんな意味で、日本とも価値観を共有している国だ」と台湾を国家と述べたが、直後に「日本政府は(日中共同声明で)中華人民共和国が中国唯一の合法政府と承認している。何となく我々は台湾を『国』と言ってしまおうが、『地域』が正確だ」(「読売新聞」06年3月9日19時29分)と訂正した。

この麻生外相の発言に、中国政府は「中国の内政に対するこのような粗暴な干渉行為に強く抗議する」(外交部の秦剛副報道官)と反発したが、台湾の行政院新聞局が2005年11月24日に発表した日本、米国、イギリス、フランス、ドイツの5カ国国民と有識者を対象に実施した台湾についての意識調査結果によれば、「各国民の60%以上が台湾を主権独立国家と認識している」といい、中でもイギリスでは81%が「台湾は独立国家」と回答し(「産経新聞」05年11月26日2時38分更新)、またジョン・J・タシク・ジュニア氏は米国の台湾関係法は台湾を米国国内法で国家として認める目的で制定されたとしている(ジョン・J・タシク・ジュニア編著、小谷まさ代・近藤明理訳『本当に「中国は一つ」なのか』草思社、2005年)。

多くの人々が台湾を主権独立国家と認識しているも、中国の執拗な妨害によって国際社会が台湾を主権独立国家として認めるには至っていない。例えば、2005年5月16日の世界保健機関年次総会

は台湾のオブザーバー参加を認めず、また9月13日に国連の総務委員会が台湾の加盟を総会議題に盛り込まないことを決議したことにより、台湾の国連加盟は見送られてしまった。

このように、陳水扁政権は中国が主張する「一つの中国」を拒否し、中国による「併呑」から台湾を守り、民主主義を信奉する台湾を主権独立国家として認めるよう国際社会に働きかけ、これまでも多大な努力を積み重ねてきたが、2005年3月の中国政府による反国家分裂法の制定以降には、民主主義の深化と定着を追求する姿勢を一段と強め、憲法を修正し、国民大会、「国家統一綱領」および「国家統一委員会」を廃止した。

そこで、本稿では憲法修正、国民大会の廃止、「国家統一綱領」および「国家統一委員会」の廃止の目的と意義等について若干の検討を試みることにする。

I 憲法修正と国民大会の廃止

(1) 憲法修正の意義

中華民国憲法は1947年に中国大陸で公布、施行されて以来半世紀以上が経過し、1991年以降6回にわたって修正が行われ、これまでに国民大会と立法院の全面改選、総統の直接選挙、省政府の簡素化、国民大会の非常設化などを実現してきた。

そして、2004年8月に①立法委員の定数を225議席から113議席に半減する、②立法委員の任期を3年から4年に変更する、③立法委員選挙制度を小選挙区比例代表並立制に変更する、④国民大

会を廃止し、公民投票による憲法修正案の再審査に改める、⑤総統、副総統の罷免案は司法院大法官(最高裁判事)が審査する、という憲法修正案が立法院臨時議会を通過した。

この憲法修正の主な意義について、台湾政府は「長年にわたり中華民国憲法の修正権は国民大会に属しており、台湾の民主の発展と直接民権を求める声は日増しに高まっている。2000年の憲法修正により、国民大会の権限が、立法院に提出された憲法修正案および領土変更案の再審査にのみ限定、縮小されたが、このような間接民主的な憲法修正制度では直接民主の理念を十分に体现しているとは言えない。今回の憲法修正は、2003年12月に立法院を通過した『公民投票法』により、憲法修正案の再審査が全国的な国民投票の適用事項に組み入れられたことを受け、立法院が提出した憲法修正案は国民投票による審査を経なければならないことを明記したものであり、その意義は憲法修正権の国民への復帰と直接民主の定着にある」。

また、「1957年司法院最高裁会議での第76号解釈には、『憲法上の地位と権限の性質からみて、国民大会、立法院、監察院はどれも民主国家の国会に相当する』とある。おしなべて民主国家の通例として同時に3つの国会に相当する機関を擁することは極めて稀な例であり、国民の総合的意思の実現に困難をもたらし、民主制度のバランスをはかる上でも問題がある。1992年の憲法修正により、監察委員の選出は総統が指名し、国民大会が任命することへ改められ、地方議会における選出が不要となったため、監察院は国会の機能を持たなくなった。そして2000年の憲法修正により、国民大会が非常設の任務型組織に変更され、その主な任務が立法院を通過した憲法修正案、領土変更案の再審査に限定された。さらに今回の憲法修正案が通過すれば、国民大会の権限はその他の機関

あるいは体制に代わられることになり、5月の任務型国民大会がこの憲法修正案を再審査し通過すれば、同時に国民大会は正式に廃止され、単一の国会をもつという目標が実現されることになる」。

さらに、「憲法は国家の根本をなす法律であり、その修正には国民の最大のコンセンサスを基礎としなければならない。このため、今回の憲法修正案には二重のハードルを設ける。1つは、立法院が提出した憲法修正案、領土変更案には、立法委員全体の4分の1以上の提議と、同4分の3以上の出席、および出席委員の4分の3以上の決議を必要とする。2つ目は、憲法修正案の再審査にあたり、有権者総数の半数以上の同意票を得ることとする。これらの規定は、憲法修正案の通過には国内の絶対多数の民意を得る必要があることを示しており、民意をさぐりコンセンサスを凝集することが憲法修正を推進するための必須条件であるとともに、このことが結果的に民主主義のレベル向上にもつながる」としていた(「中華民国(台湾)2005年5月に行われる国民大会代表選挙と憲法修正過程の説明」『台湾週報』2005年第18週号)。

(2)国民大会代表選挙と選挙結果

国民大会代表選挙での政党・連盟による立候補受付が2005年3月30日に締め切られ、政党・連盟合わせて12団体、688名が立候補し、300議席を争うことになった。立候補を届け出た主な政党・連盟の候補者数と今回の国民大会で審査する憲法修正案に対する賛否は、民進党150人(賛成)、国民党148人(賛成)、親民党83人(反対)、台湾団結連盟50人(反対)、新党26人(反対)などであった。このように、憲法修正案に与党の民進党と最大野党の国民党が賛成、台湾団結連盟と第2野党の親民党が反対し、「これまでの与野党対決の構図とは異なっている」(「産経新聞」05年5月14日2時

47分更新)のは、憲法修正案における立法委員の定数削減と立法委員選挙制度の小選挙区比例代表並立制への変更が大政党には有利で、小政党には不利とみられているからである。

陳水扁総統は5月14日に行われる国民大会代表選挙に向けて、「国民大会を廃止し公民投票による憲法修正案の再審査に改めることは、憲法修正に対する同意権を国民に返すことを意味する。立法委員の定数半減と小選挙区比例代表制並立制への変更は、立法院のレベル向上につながる」「台湾の将来に大きな影響を与える重要な選挙である」と述べ、今回の選挙が憲政改革と民主改革を進めるうえで重要な選挙であることを強調し、国民に対し奮って投票するよう呼びかけた。

そして、国民大会代表選挙は『『中華民国憲法』を台湾に適用することからくる矛盾や問題点を徐々に解消し、将来的に『台湾の主権確立』を目指したい陳政権にとって重大な岐路になる』ものだが、「連氏の訪中で支持率をアップさせている国民党が代表数で民進党を上回れば、陳政権の描く大幅な憲法改正路線で修正を余儀なくされる可能性もある」(「産経新聞」05年5月14日2時47分更新)と言われていた。

選挙は、憲法修正案に賛否を表明している各政党・連盟から有権者が一つを選ぶ比例代表制で、5月14日の投票の結果、与党・民進党が127議席を獲得し、国民党が117議席を獲得した。そのため、民進党や国民党など憲法修正案に賛成の5政党・連盟が定数の8割を超える249議席となり、5月中に招集される国民大会での憲法修正案の承認が現実となった。獲得議席において国民党が民進党に及ばなかったことについて、「相次ぐ野党党首の中国訪問を受け、対中政策に対する台湾民意の動向が注目されたが、急速な対中接近は望んでいないことを示した形となった」(「毎日新聞」

05年5月15日1時54分更新)といえる。

総統府は5月14日に選挙結果についてのプレスリリースを発表し、その中で陳水扁総統は「台湾の民主改革の進展を象徴するものであり、各政党間の競争ではない」「憲法修正案に対し過半数の賛成を得たことは民主と改革と台湾の勝利を代表するものだ」と強調し、また、これまでの民主改革の道のりを振り返り「20数年に及ぶ先輩諸氏の犠牲と奉仕のうえに成り立っており、戒厳令の解除、政党の結成と報道の自由、立法委員の全面改選、総統直接選挙、2000年の初の政権交替、04年の第一回公民投票の実施を経て、今回の第一回任務型国民大会代表選挙の実現により憲法修正に一つの区切りが打たれた。これら一つひとつの成果は2,300万の偉大な国民が一步一步築きあげたもので、強固な意志と最大の智慧をもって困難を克服し、新たな歴史のページを切り開いた結果である。台湾の民主はこうして不断に強固に深く耕されたのだ」としていた(「陳総統：国民大会代表選挙結果を評価」『台湾週報』2005年第21週号)。

(3)憲法修正案の承認と国民大会の廃止

国民大会代表の職権を定めた「国民大会職権行使法」が5月20日に立法院を通過し、陳水扁総統は5月27日に総統令として「国民大会職権行使法」を公布した。これにより、国民大会における憲法修正案の再審査には国民大会代表の4分の3以上の決議を必要とし、各代表が所属する政党・連盟の主張する憲法修正案に対する賛成、反対の立場に反して投票した場合は廃票(無効票)と見なされるが、これも総数に加えられることになった。

なお、民進党は「国民大会代表はもともと(国民の)代表としての性質を備えており、本人の意思で権力を行使すべきではなく、単に憲法修正案に対し賛成または反対の表決を行うだけだ。この

ため、再審査のハードルは2分の1とするのが、憲政の法理にも適っている」として、2分の1の決議と廃票を総数に加えないことを主張し、立法院に再審議案を提出したが、立法院はこれを5月24日に否決した。そのため、陳水扁総統は「国民大会職権行使法」の交付に関する公文書において「憲法により、総統は憲法を解釈する機関ではなく、立法院を通過した法案に対する否決権も持たない。しかし、『国民大会職権行使法』において、憲法修正案の再審査のハードルと廃票に関する規定は憲法違反の重大争議があり、ここに憲法の解釈による解決を求め、憲政の法理と民主の原則、および民意の期待に合致したものになることを願うものである」との見解を示した。

このような経緯から、陳水扁総統は5月29日に民進黨の国民大会代表団設立大会に出席し、先の選挙で選ばれた127人の代表に対し、憲法修正案の投票には一票の棄権もなく、全員が賛成票を投じるよう呼びかけた（「陳総統が民進黨国民大会代表団に厳正な投票求める」『台湾週報』第23週号）。

6月7日に、国民大会は憲法修正の最終権限を国民大会から公民投票に移すことなどを盛り込んだ憲法修正案を採決し、賛成249票、反対48票で承認した。これにより、1946年に現憲法を承認し、蒋介石の国民党独裁体制を支えた国民大会は59年ぶりに廃止されることになり、今後の憲法修正・改正は国民投票で承認されることになった。

憲法修正案が国民大会で承認されたことは、『『中華民国憲法』を台湾に適用することからくる矛盾や問題点の解消と、『台湾の主権確立』に道を開きたい陳水扁政権に追い風となる』（「産経新聞」05年6月8日3時5分更新）が、「国民大会は、李登輝・前政権時代に権限が大きく縮小したとはいえ、今回の廃止の決定は、台湾の政治体制の本土化を象徴する」ため、「中国から見れば、大陸

とゆかりがある国民大会が名実ともに消滅、台湾住民が憲法制定にタッチするなどの改憲は、『台湾独立への道を開きかねない』と強く警戒、陳政権の今後の改憲の動きを注視している」（「読売新聞」05年6月8日付朝刊）と言われていた。というのは「一党独裁体制の支配層には、民衆が物事を決める民主主義への先天的な恐怖感がある」（酒井亨『台湾したたかな隣人』集英社新書、2006年）からである。

また、中華民国憲法は「制定時にはモンゴルも含む中国大陸全域を領土とし、立法委員の大陸全省からの選出を規定するなど『中華民国体制』を支えたが、88年に誕生した李登輝政権が6回にわたる改正で台湾への適用性を高め、民主化推進の基礎をつくった。しかし、残された曖昧な領土規定が、中国の主張する『一つの中国』原則を『肯定』する皮肉な結果も生んでいる。中国側は『中華民国憲法』による『中華民国体制』の存続を、中台の現状維持とみなしている」（「産経新聞」05年6月8日3時5分更新）ため、中華民国体制の変更につながる改憲には中国の反発は当然予想される。

II 新・台湾主体意識と中華民国の歴史的 位置付け

(1) 「新・台湾主体の意識」と与野党間の和解の重視

陳水扁総統は6月7日に、国民大会での憲法修正の承認を受けて「第2段階の改憲作業が正式に始まった。退任前に、台湾の身の丈に合った新憲法を作りたい」と述べ、総統府に与野党合同の「憲法改革委員会」を設立する意向を明らかにし、与野党の幅広い協力を呼びかけた。しかし、立法院で過半数を占める野党は「第2段階」の改憲に反対の立場を表明し、国民党の林豊正秘書長は

「今後やるべきは与野党の亀裂を修復し、ともに経済の振興を図ることだ」と急進的な改憲に反対し、第2野党の親民党は改憲の最終権限を国民投票に移すこと自体「法的な台湾独立につながる」と改憲に反対してきており、「憲法改革委員会」には参加しない方針を同日明らかにした。

このような状況の下では「第2段階」での「台湾制憲建國論」的な改憲は困難と予想されるため、陳水扁総統はその主要テーマを「三権分立か五権分立か」「総統制か内閣制か」「台湾省政府の存廃」「選挙権年齢の引き下げ」「兵役制度の改革」「原住民憲章」など、政治体制の骨格にかかわる内容とし、中国や野党側に配慮し、国名や独立、領土、主権の問題には触れない方針を示していた。しかし、陳水扁総統が2年前に掲げた「台湾新憲法」制定の公約を破棄し、「中華民国」という国号の変更や領土規定などの改正を行わないと明言していることに、台湾団結連盟などが強く反発しているため、「中国の圧力をかわしながら、いかに台湾内部を調整し、『中華民国体制』からの脱却を図るか。綱渡りは続く」(「産経新聞」05年6月8日3時5分更新)と言われていた。

なお、「第2段階の改憲作業」で「身の丈に合った新憲法」を円滑に作るために、陳水扁総統は国民大会を前にした5月26日に、「台湾を護る」を前提とし、「和解」を基調とした「安定的発展、実務的推進、平和の促進」を主旨とする「新・台湾主体の意識」の概念を表明し、今後、与野党間の和解を重視し、台湾の主権確立を前提とした兩岸の和解と対話を進めようと提唱した。また、陳水扁総統は2000年の総統初就任以来、「台湾主体の意識」を推進してきたが、これは往々にして国際社会から「兩岸関係の緊張を誘発する台湾独立の根拠である」と誤解されていたことから、新たに「新・台湾主体の意識」を提唱したとも言われ

ている(「陳総統が和解と平和を求める『新・台湾主体の意識』を提唱」『台湾週報』2005年第22週号)。

そして、「第2段階」の改憲作業を進めるべく、游錫堃総統府秘書長は7月20日の記者会見で、8月1日に「憲政改革事務局」を設立し、官民が一体となって憲政改革に積極的に取り組むことを明らかにした。この日発表された計画によると、「憲政改革事務局」は「公民に対する憲法教育と、民間による憲法改正への自主的な取り組みを支援する」もので、そのため游錫堃秘書長は「民間の『憲政改革連盟』が速やかに設立され、政府の『憲政改革事務局』と相互補完関係を築き、両者が業務を分担し相互に協力し、憲政改革の『種』を台湾の隅々に蒔く。そうすることで憲政改革について討論する気運を醸成し、国民の憲法に対する帰属感とアイデンティティーを形成したい」と述べた。

また、今後の憲政改革の進め方については「政党が原案を提出し、これについて協議するという、これまでのトップダウン方式を改める。今後はボトムアップ、つまり国民のコンセンサスを凝集し、野党も積極的に憲政改革に参画し、時機が熟した後あらためて総統府が『憲政改革委員会』を設立し、各政党と民間がそれぞれ提出した憲法修正案を総統が統合する」考えを示した(「『二次憲政改革事務局』8月1日に設立、官民一体の憲政改革推進目指す」『台湾週報』2005年第30週号)。

(2) 中華民国の歴史的 position 付けと「四段階論」

総統府は7月30日に、公式ホームページに「台湾(Taiwan)」の名称を中国語と英語で付記すると発表した。従来は「中華民国総統府」だったが、30日からは「中華民国(台湾)総統府」と表示され、総統府はその理由を「海外のネット利用者から中

国と(台湾の国号の)『中華民国』は混同しやすいとの指摘があり、中国と明確に区別するため」と説明していた。陳水扁政権は2003年秋から、台湾住民の旅券に中国人と間違われぬよう、英語で「TAIWAN」と付記し、中国政府が反発した経緯があるが、「台湾」の名前を使うことを奨励しているため、総統府HPに「台湾」を入れたことで「独立に向けた動き」と中国政府を刺激しそうだと言われていた(「読売新聞」05年7月30日18時39分更新)。

このように、台湾を「中国と明確に区別する」という戦略は、陳水扁総統が8月2日に「米国フォルモサ基金会」の青年親善大使20人と会見した中で一層明確にされた。会見で、陳水扁総統は「中華民国はこの94年間で大きく変わりました。1912年に中華民国が誕生し、49年まで中華民国は大陸にあり、台湾とは何の関係もありませんでした。しかし49年以降、中華民国が台湾へ移り、さらに李登輝前総統の時代には『中華民国は台湾にある』と言われてきました。そして、2000年に政権の平和的交替が行われてから、我々が見聞きするのは明らかに『中華民国は台湾である』という主張です。つまり『中華民国は大陸に存在した』『中華民国は台湾へ移った』『中華民国は台湾に存在する』から今日『中華民国は台湾である』という4つの異なる段階を経てきたのです」と述べ、中華民国の歴史的な位置付けについての「四段階論」を提起し、「中華民国は台湾である」と明確に表明した(「陳総統が中華民国の歴史的な位置付けについて『四段階論』を提起」『台湾週報』2005年第32週号)。

続けて、陳水扁総統は「こうした解釈には不満を持つ人や、少なからず意見もあるかもしれませんが。しかしながら、ここは中華民国の総統府であり、現在中華民国は台湾なのです。ですから、

我々は中華民国(台湾)の総統府と申し上げます。我々はこのようにはっきりと区別し、確認する必要があります」と語り、これは総統府の公式HPに「台湾」の名称を付記した理由を一層明確にし、さらに「中華民国は主権独立国である、国家の主権は台湾2300万の国民に属している、台湾の前途のいかなる変更も2300万の台湾国民のみが決定権を有する」「これこそが国民主権、主権在民を最もよく表現し、解釈し、反映したものであると思います。そしてここで私が最も強調したいのは主権であり、主権は分割できず、他人と分かち合うこともできず、2300万の台湾国民に属するという点です」と強調した。

この陳水扁総統の発言は、「台湾の『国号』である『中華民国』が中国大陸とは分断されて台湾だけにあることを、初めて歴史的に明確に定義づけた」ものであり、そのため「『中華民国』の名前を残したままの新定義は、『現実を示したもの』(与党・民進党)と評価される一方、『中華民国』を隠れ蓑にした台湾独立の危険な動き」(最大野党・国民党)と非難も上がっている」ばかりか、李登輝前総統の「中華民国は台湾に存在する」との1990年代の定義よりも踏み込み(「読売新聞」05年8月2日20時1分更新)、「台湾の正式な『国号』の『中華民国』がすでに中国とは分離された存在」「歴史的な流れから中国とはすでに無関係の『独立した主権国家』の存在」を説明したもので、「新たな独立論として中国からの反発が予想される」(「毎日新聞」05年8月3日12時9分更新)と言われていた。

事実、中国政府は8月4日に「台湾当局の指導者は最近再び『台湾独立』分裂発言を持ち出し、兩岸の対立を挑発し、新たな緊張を作りだした」「中国の主権と領土保全に関わるいかなる問題も、全中国13億人民の共同決定に委ねられなければな

らない」と反発した。

(3)台湾の民主化の意義と役割

陳水扁総統は12月8日に、自身のホームページ「阿扁総統電子報」で同月4日の香港での直接選挙の早期全面実施を求める大規模デモに触れ、「民主は文化的背景や族群、身分、宗教の信仰にかかわらず、すべての人に与えられるべき基本的、普遍的な価値であり、政府が勝手にこれを奪うことはできない」「これまで権威主義者は民族性の違いや教育程度の低さ、経済発展への懸念から様々な口実をつくり、あらゆる方法で国民の声を押さえつけてきた」「これらの口実は時間が経てばその偽りが暴かれる」「中国は世界経済に強力な吸引力を持っているが、台湾は民主の模範として灯台の役割を發揮することができる。我々が民主を堅持し、台湾のこの地と民主制度に自信をもち続けるならば、いつの日か台湾が香港と中国の民主化をリードし、兩岸を永続的な平和と繁栄、幸福へと導くゆるぎない基盤を創造することができるだろう」と、兩岸の永続的な平和と繁栄、幸福の前提は中国の民主化にあると訴えた(「台湾は香港と中国の民主化をリードし兩岸平和を創造」『台湾週報』2005年第50週号)。

また、陳水扁総統は12月15日の講演で、「人は生きている以上、一個人としての尊厳と権利は護られなければならない。この権利は決して、いかなる国や政府、政党によっても剥奪されてはならない」とし、上述の香港でのデモを取り上げて国民による民主的な選挙が浸透している台湾と非民主的な香港、中国の状況を比較し、「我々は自由と民主を享有できることを誇りに思うべきだ」と述べた上で、中国は改革開放政策によって多大な経済発展を遂げたが、中国では民主的選挙は行われておらず、言論の自由や集会結社、信仰の自由

もないと指摘し、中国広東省で先ごろ起きた暴動で武装警察が発砲した事件について「この事件は国際社会において、1989年の天安門事件以来、中国政府が人権を無視しあからさまに武力で鎮圧したケースとして見られている。こうした事件は氷山の一角であるが、民主、人権を踏みこむ粗暴で不安定な中国の本質を顕著に表すものだ。国際社会は中国の経済成長だけを美化して見てはならず、その人権と政治における劣悪な体質を見逃してはならない」と警告した。

続けて、陳水扁総統は「台湾は主権独立国家であり、中国の一部ではないだけでなく、中華人民共和国の一地方政府や特別行政区でもない。台湾と中国は異なる二つの国であり、これは台湾国民が過去半世紀にわたる犠牲と奮闘を通して護ってきた目標であるとともに、現在2,300万の台湾国民が共有する信念と言葉である。台湾主体の意識強化と兩岸関係の正常化は矛盾しておらず相互補完関係にある」と述べ、今後の施政方針として「台湾主体の意識確立を堅持する」決意を示した。

また、台湾は将来中国が自由と民主に向かうための模範になるとした上で、「自由と民主の中国こそが、平和を愛する隣国に脅威を与えない中国となり得るのであり、中国がこうした発展を遂げてこそ、台湾海峡の恒久平和と安定が実現する」との見方を示し、「我々は自分自身をむやみに卑下する必要などなく、苦難の末に手にした民主の成果を軽く見てはならない。台湾の民主の深化は、2,300万の台湾国民にとって大きな意義があるだけでなく、13億の中国人民にとっても、灯台の役割となり、兩岸人民の自由、繁栄と幸福に、揺ぎない土台を構築することができる」と、「民主改革の理想を堅持する」決意も表明した(「台湾主体の意識、民主改革、クリーンな政治を目指し邁進」『台湾週報』2005年第51週号)。

さらに、陳水扁総統は12月27日には「民主、自由、人権は台湾の総統として永遠に追求し続ける目標である」と語り、こうした一連の発言は国民大会の廃止に続き、「国家統一委員会」および「国家統一綱領」の廃止をすでに念頭に置いていたものと思われる。

Ⅲ 「国家統一綱領」の廃止と台湾化

(1) 「国家統一綱領」廃止を示唆

陳水扁総統は春節(旧正月)の元旦にあたる2006年1月29日に、母校である台南県麻豆中学校で開かれた地元の人たちとの新年会で、民主改革の理想、台湾主体の意識、正常で美しい偉大な国家建設の3つを今後も堅持していくと述べるとともに、「我々は自らの道を歩まなければならない。皆さんもご存知のように、国家統一委員会はすでに看板が残っているだけだ。中身のない国家統一委員会、国家統一綱領をもって、一体どのようにして共同で統一を追求していけるのか。綱領のなかで、大陸と台湾を『一つの中国』として受け入れるとする原則も非常に問題だ」と指摘し、「国家統一委員会」および「国家統一綱領」の廃止を真剣に考えなければならないとの考えを強調した。

また、新憲法の制定に関しては「台湾には時代と身の丈に合った新しい憲法が必要だ。昨年6月に憲政改革の第一段階が完成したが、まだ不十分だ。ぜひ今年中に民間による『台湾新憲法』草案を誕生させ、社会的条件が整えば来年にも新たな憲法制定に向けた公民投票を実施することを期待している。これにより、台湾を美しく進歩した偉大な国として発展させ、台湾主体の意識を貫徹することができる」(陳総統「国家統一綱領の廃止や『台湾』での国連加盟を検討」『台湾週報』2006年

第5週号)と、新憲法制定に意欲をみせた。

この陳水扁総統の発言に、米国務省のエアリー副報道官は1月30日の記者会見で「驚き」と不快感を示し、米国が反対する「一方的な現状変更」に当たるとの見解を表明するとともに、4月に米中首脳会談を控えるブッシュ政権は陳水扁総統に自制を促した。この米国の厳しい反応に、黄志芳外交部長は2月2日に『「国家統一委員会」の廃止はまだ初歩的な構想に過ぎない」「中台の現状を維持するとの立場は米国と一致している」と述べたが、「対中関係をにらんだ米台の思惑の違いが表面化した形」(「毎日新聞」06年2月2日18時33分)で、産経新聞は「政権浮揚を狙う新政策も焦りばかりが透けてみえて世論のコンセンサスは得られず、春節の連休が明ける6日から本格始動する蘇貞昌新内閣のかじ取りが注目される」(「産経新聞」06年2月6日2時58分更新)と報じていた。

しかし、(財)国策研究院文教基金会在2月8日～10日に実施した世論調査によれば、国民の78.8%が「台湾の前途は台湾の2,300万国民が決定すべき」と答え、51.3%が「台湾は最終的に中国と統一されるべきとする国家統一綱領の内容を支持しない」と回答し、また台湾国内で「国家統一綱領」の存廃について意見が分かれていることに関し、67.5%が「この問題を検討することに賛成」と答えていた(「国民の約7割が国家統一綱領の廃止検討が必要」『台湾週報』2006年第7週号)。

このような世論調査の結果に意を強くしたのであろうか、陳水扁総統は2月22日に米大統領の特使として訪台中のワイルダー米国家安全保障会議アジア上級部長代行と会談し、ワイルダー部長代行が「国家統一綱領」と「国家統一委員会」の廃止を思いとどまるよう要請したが、陳水扁総統は「既に決めたことで変更できない」と拒否し、将

来の統一を前提とした「国家統一綱領」と「国家統一委員会」は「(統一か独立かという)台湾の未来に関する住民の最後の自由選択権を奪う」と述べ、廃止に積極的な姿勢を示した。

(2)「国家統一綱領」と「国家統一委員会」の廃止の意義

陳水扁総統が『「法理上の台湾独立」と解釈できる廃止を強行する可能性が高まっている』(「NIKKEI NET」05年2月22日)ため、中国国務院台湾事務弁公室の陳雲林主任は「綱領廃止は台湾独立の動きが一段階進む危険な信号だ」と警告した。

そのような中で、行政院大陸委員会の呉釗燮主任委員は2月22日にドイツの国会議員訪台団と会見し、「国家統一綱領」と「国家統一委員会」は中国との統一を唯一かつ最終的目標としたものであり、「台湾の未来は台湾国民の自由意志によって選択されるという主流の民意と台湾の現状に全くそぐわないもので、旧時代の産物だ」と、「国家統一綱領」と「国家統一委員会」の廃止に理解を求めた。

また、中国国務院台湾事務弁公室の李維一報道官が24日に「国家統一綱領と国家統一委員会の廃止は两岸関係を大きく破壊する」と発言したことに対し、大陸委員会は26日にプレスリリースを発表し、絶えず武力による台湾侵攻をにらんだ軍備拡張を進める「中国の指導者が『台湾海峡の平和に努力する』と主張しているのは極めて風刺的である」『「反国家分裂法」の制定など中国政府の野蛮で理不尽な行為が事実上两岸平和の基礎を破壊している」と厳しく非難した。また「中華民国は主権独立国家であり、中華人民共和国とはいかなる隷属関係もない」「主権独立国家である台湾の現状と、台湾の前途におけるいかなる変更も、台

湾の2,300万国民の同意を得なければならず、中国にはその自主決定権を制限または干渉する権限はない」と主張した。その上で、中国の台湾に対する行為は台湾の国民の自主的な権利を奪うものであり、台湾海峡の平和と安定を脅かし侵害していることについて、中国政府は一切の責任を負うべきとの考えを示した(陸委会「中国は台湾海峡の現状を変更した責を負うべき」『台湾週報』2006年第9週号)。

これに対して、中国共産党中央台湾工作弁公室と国務院台湾事務弁公室は2月26日に、陳水扁政権が「国家統一綱領」と「国家統一委員会」の廃止に向けた動きを見せていることについて共同の声明を発表し、『「五つのノー(四不一没有)」の方針を覆すもので、陳水扁が新たな破壊活動を企てていることの現れだ』「陳水扁は『台湾独立』活動をエスカレートさせ、台湾海峡地域の深刻な危機を招いている」と激しく非難し、「兩岸の平和的協力を破壊する行為の即時停止」を要求した。なお、「五つのノー」とは陳水扁総統が2000年5月の就任演説で述べた基本方針をいい、「中国が武力行使をしない限り」との条件で、①独立宣言をしない、②「国名」を変えない、③「二国論」は憲法に盛り込まない、④統一か独立かの現状変更に関する国民投票は行わない、⑤「国家統一綱領」と「国家統一委員会」は廃止しない、というものである。

中国政府が「五つのノー」の方針を覆すものと非難したことに対して、大陸委員会の呉釗燮主任委員は2月22日に「実際には近年の中国による軍拡こそが台湾海峡の脅威を増幅させ、『五つのノー』の前提に違反している」と述べ、「中国が武力行使をしない限り」との条件を中国政府が崩したと糾弾していた。

(3) 「国家統一綱領」と「国家統一委員会」の廃止

陳水扁総統は2月27日に総統直属の国家安全会議上層会議を召集し、同会議において中台の段階的な統一を目指した「国家統一綱領」と総統の諮問機関「国家統一委員会」の運用終止が決議された。運用終止は事実上の廃止を意味し、「国家統一綱領」には「統一のタイムテーブルや法的拘束力はないものの、台湾が独立に動かないことの根拠の1つとされていた」(「NIKKEI NET」06年2月27日)ため、中国が「台湾独立への道を開く」と強く反発するのは必至と伝えられていた。

陳水扁総統は、廃止の理由を「民主主義の原則に基づき、台湾国民が自らの将来を自由に選択する権利を守る」「中国が反国家分裂法など非平和的な手段で台湾海峡の現状を変えようとしている」ためだと説明し、「正式な台湾独立を押し進めるものではない」「台湾海峡(中台関係)の現状を変える考えはない」と強調し、中国に対し「関係改善に向けた政府間対話」を呼びかけた。

しかし、産経新聞は1991年2月に李登輝・国民党政権が「国家統一綱領」を策定したのは「中国などの反発をかわすため、政治戦略上の必要性があったからだ。統一路線の綱領化は、台湾の独立志向を警戒する中国に対抗する『緩衝機能』の役目を果たし、民主化路線の確立や総統選挙の実現に道を開いた。存在にこそ意義があった」ため、「国家統一綱領」と「国家統一委員会」の廃止は「理論的には、微妙な政治バランスに立つ中台関係の『現状の一方的変更』につながる路線転換」(「産経新聞」06年2月28日2時50分更新)とし、「国家統一綱領」と「国家統一委員会」の廃止は「陳政権との対話を拒否したまま台湾の最大野党、国民党との連携を強めてきた中国側に揺さぶりをかけるのが狙い」(「共同通信」06年2月27日22時7分更新)とも言われていた。

なお、国家安全会議が提出した報告は「1990年8月、当時の施啓揚行政院長、馬英九氏ら9人によって国家統一委員会の設立が提起され、李登輝総統のもとに任務型組織として設立された。諮問的な性格を持ち、国家の統一という政治方針に対する諮問と研究を行う機関であった。国家統一委員会の成立には法的根拠がなく、当時国民党中央常務委員会が政治手法の一つとして掲げたものであり、メンバーのほとんどは内部組織に相当する」「国家統一綱領は実質的な意味を持たない法律であり、内容の多くは一般的で、原則を示した政治方針やスローガンであり、具体的な政策や措置は一切ない。国家統一委員会も法的な意味をもつ国家組織ではなく、法的拘束力や法的文書の裏づけはない。国家統一綱領が行政院院会で通過した記録を見ても、討論事項ではなく、報告事項とされており、このことは政治的な指示と要求に基づき国家組織として位置づけられたことを示している」としていた。

また、同報告は「中華民国は主権独立国であり、国家の主権は2,300万の国民に属し、台湾の前途に関するいかなる変更も、国民にその決定権がある。このことは、国家の主権と台湾の前途に対する台湾の社会における最大のコンセンサスである。国家統一綱領に中国との統一を最終目的に掲げることは、台湾の国民が自由に選択し、立場を設けず、いかなる選択肢も排除しないという権利を奪うことにはほかならない。また、台湾の主流の民意は台湾の現状維持にあるが、中国が台湾政府の公権力を無視し、台湾の民主を抹殺しようとしていることは明らかである。国家統一委員会と国家統一綱領の運用停止は、台湾の民主の成果を維持し、現状を変更しようとする中国の圧力を抑制することに繋がる」としていた(陳総統「台湾の現状維持のため国統会と国統綱領の運用停止を決議」『台

湾週報』2006年第9週号)。

なお、陳水扁総統は28日に「国家統一綱領」と「国家統一委員会」を事実上廃止することに同意する文書に署名した。

IV 中国政府の非難と武力行使の示唆

(1)米政府の黙認と胡錦濤国家主席の警告

国家安全会議の邱義仁秘書長は、「国家統一綱領」と「国家統一委員会」の運用終了を決議した後の記者会見で、陳水扁総統が2000年の総統就任演説で「五つのノー」を公約し、「国家統一委員会」と「国家統一綱領」を廃止しないと明言していたことについて「陳総統の立場は現在も変わっていない。台湾海峡の現状が維持されていれば、すべての公約は有効だ。しかし、公約の前提となる現状維持を中国が一方向的に破壊した」とした上で、「反国家分裂法」制定以降、兩岸の軍事バランスが大きく崩れ、台湾の民主が脅威にさらされていること、国民党が最終目的に中国との統一を掲げたことも含めて、これを見直す必要があったことを説明し、今回の決議が台湾海峡の現状維持を強化するためのものであることを強調し、国際社会に理解を呼びかけた。

また、呉釗燮大陸委員会主任委員は「国家統一委員会・国家統一綱領の運用終了は台湾海峡の現状維持と台湾国民が将来を決定する自由意志を護るためであり、台湾海峡危機から10周年、『反国家分裂法』制定から1周年を迎える現在、これを決議したことは大きな意義がある」との考えを示した(陳総統「台湾の現状維持のため国会と国統綱領の運用停止を決議」『台湾週報』2006年第9週号)。

一方、米 국무省のエアリー副報道官は27日の記者会見で、陳水扁総統が「国家統一綱領」と「国

家統一委員会」の事実上の廃止を決定したことについて「(完全な)廃止ではないと理解している」と述べた上で、中台関係の現状を変更する一方的な動きに反対する米政府の立場に変化はないと強調するとともに、廃止決定に関する談話で陳水扁総統が台湾海峡の現状変更に踏み込まない考えを表明したことを米政府として歓迎し、「今後を注意深く見守っていく」と述べた。しかし、台湾外交部の呂慶龍報道官は28日に、エアリー副報道官が「(完全な)廃止ではないと理解している」と述べたことについて、それは「米国自身の見方だ」と、台湾側の解釈とは異なるとの見解を示した。

他方、中国国営通信新華社はウェブサイトで特集ページを組み、「独立勢力が台湾を祖国から分割させることは絶対に容認できない」という國務院台湾事務弁公室の発言を紹介し、この時期に陳水扁政権が「国家統一綱領」の事実上の廃止に踏み切った理由を「政権誕生以来、独立派の活動により兩岸関係が緊張し、台湾経済と民生が悪化。失業率や物価指数の上昇により、民衆の『苦痛指数』もかつてないほど高まった」「内部矛盾の責任転嫁のために危険な賭けに踏み切った」として、陳水扁政権の動きを「卑劣な意図、危険な挑戦」と厳しく非難した(『中国情報局』06年2月28日11時26分更新)。

そして、胡錦濤国家主席は28日に、北京訪問中のスイスのシュミド国防相との会談の中で、陳水扁総統が「国家統一綱領」と「国家統一委員会」の事実上の廃止を表明したことについて「国際社会が堅持する『一つの中国』原則と台湾海峡の平和安定に対する重大な挑発であり、台湾独立の道へと踏み出す危険な一歩だ」と強く非難した。国家主席自らが非難することによって「陳政権に対する強い対決姿勢を国内外に示したもの」(『NIKKEI NET』06年2月28日)と言われ、胡錦

濤国家主席は「引き続き平和統一の未来を目指して努力する」と現段階では自制して対応するとしていたが、「台湾の祖国からの分裂は絶対に許さない」と強く警告した。

(2)台湾化をめぐる与野党間の対立の激化

国民党軍が台湾住民を武力弾圧した「二・二八事件」の59周年記念日にあたる2006年2月28日に、陳水扁総統は台北市内で開かれた追悼式典に出席し、「外来政権(国民党)、独裁体制が、一個人、一政党のため、多くの台湾人民を迫害した」と国民党の責任を糾弾するとともに、廃止した「国家統一綱領」等の問題にも触れ「私に誤りはあるか」と声をからして連呼し、陳水扁政権が掲げる自主路線(台湾化)への支持を訴えた。

産経新聞は「支持率の低迷に悩む陳総統は年明け以降、『独立志向』をより鮮明にし、対中接近を図る国民党との差異を明確化してきた。これには2008年総統選に向け、求心力を回復させて政権の浮揚を図る狙いがあり、かつての国民党政権による圧政が引き金となった二・二八事件でも、史上初めて行政機関で半旗を掲げる指示を出すなど攻勢を強めている。2月中旬には、総統府国史館が、事件の最大の責任者は当時の国民党最高権力者だった蒋介石元総統であるとの研究報告を発表、国民党政権下ではタブー視され続けた『蒋介石元凶説』を打ち出した。陳総統も『歴史の真相を明らかにしていくことは、成熟した民主化への道だ』と述べ、現職総統として初めて『蒋介石元凶説』を支持した」(「産経新聞」06年3月1日3時8分更新)と報じていた。

そして、国民党の馬英九主席は28日に「二・二八事件」の被害者との集いに参加して「責任を受け入れる」と党主席として事件の誤りを認めたが、陳水扁総統が「国家統一綱領」と「国家統一委員

会」の事実上の廃止を決めたことには反発し、野党が連携して陳水扁総統の罷免案を立法院に提出すると言及した。そのため政権関係者は「北京では来週、全国人民代表大会も始まり、対中政策をめぐる与野党の論戦は今後、激しさを増すだろう」と話していた。また、「国家統一綱領」と「国家統一委員会」の廃止には与党内にも疑問視する声があり、たとえば前行政院長の謝長廷氏は3月1日に「国家統一綱領」や「国家統一委員会」が「実際に機能していなかった」と廃止自体には賛意を示したが、決定過程が「不透明だった」「安全保障上の後ろ盾である米国への事前の連絡が不十分だった」「外国との信頼関係という点ではマイナスだった」と指摘した。また、謝長廷氏は対中政策をめぐる陳水扁総統との意見の食い違いが行政院長辞任の一因だったことを明らかにし、「対中政策をめぐり、台湾与党内でも多様な議論がある」(「asahi.com」06年3月1日23時16分)ことが露呈した。

また、温家宝首相が3月14日の第10期全国人民代表大会第4回会議の閉幕にあたっての記者会見で「過去の発言や行動は問わない。『一つの中国』の原則を守りさえすれば、民進党を含むあらゆる相手と対話する。民進党が『台湾独立綱領』を放棄すれば前向きに交渉する用意がある」と対話を呼びかけたのは、「中国は『一つの中国』を陳政権が受け入れるとは考えていない。それでも対話を呼びかけたのは、『独立路線』で党内が一致していないことを見透かしたうえで、党内に対中議論を起こして党内分断を図り、『独立路線』に歯止めをかけるため」(「読売新聞」06年3月15日付朝刊)と言われていた。

(3)台湾への武力行使を示唆

中国外交部の劉建超報道官は2月28日の定例記

者会見で、2005年3月に採択した「反国家分裂法」は台湾が独立の動きを見せた場合には武力を行使する可能性を示しているが、「国家統一綱領」や「国家統一委員会」の廃止に対して「武力を行使するのか」との記者の質問に、「外交部が回答する範囲の問題ではない」「國務院台湾事務弁公室がすでに政府の立場を説明している」と述べた。

中国共産党中央台湾工作弁公室と國務院台湾事務弁公室が2月28日に発表した声明によれば、「陳水扁氏が『国家統一委員会』と『国家統一綱領』の終了に乗じた『台湾独立』活動の加速を企図しているのは明白」「必ず指摘しておくべき点として、現在、陳水扁氏による『憲法改正』を通じた『台湾の法理上の独立』活動は、冒険性と危険性が高まり続けており、一度その思い通りになれば、兩岸の關係に強い緊張をもたらし、台湾海峡さらにはアジア太平洋の平和と安定への重大な脅威になる。陳水扁氏による『憲法改正』を通じた『台湾の法理上の独立』活動に断固反対し、制止することが、現在我々にとって最も重要かつ差し迫った任務である」と武力行使の可能性を否定せず、「陳水扁氏は急進的な『台湾独立』路線に固執し、台湾内部や兩岸間の全面的な対立・衝突を誘発しているが、これは台湾社会にさらなる災難をもたらすだけだ」(「人民網日本語版」06年3月1日14時36分更新)として、武力行使を誘発しているのは陳水扁総統であり、武力行使の結果としての災難の責任は陳水扁総統にあるとしていた。

そのため「昨年(2005年)の全人代では、台湾独立に武力行使の権利を規定した反国家分裂法を採択、台湾や日米などが反発したが、今年は逆に陳水扁政権側が国家統一委の廃止決定で中国側を刺激、台湾問題でホットな議論を呼びそう。胡主席らの強硬発言からみて、全人代が陳政権を攻撃する決議を

採択するのは確実とみられている」(「産経新聞」06年3月4日3時16分更新)と言われていた。

事実、3月3日の人民政治協商會議第10期全國委員會第4回會議で、賈慶林政協主席は「我々は台湾独立を絶対に容認できないし、台湾独立の分裂勢力の活動に強く反対し、抑止していく」と、「台湾独立の分裂勢力の活動に強く反対」するだけでなく、「抑止していく」と述べ、13日には「国家主権を守り領土を保全する我々の強固な意志を『台湾独立』勢力は揺るがすことはできない」「我々は独立勢力と独立活動に断固反対し、これを抑え込む」との政治決議を採択した。つまり、反国家分裂法に基づき、台湾に対して武力行使を行うことを決議したのである。

また、温家宝首相は5日の第10期全國人民代表大會第4回會議の政府活動報告で、「台湾独立を企てる分裂活動に反対し、決して妥協することはない」「最終的に祖国統一の大業を成し遂げることは全中国人の共通の願望であり、いかなる者もこれを阻むことはできない」と、台湾独立を断固として阻止する強い決意を示した。さらに、中国の郭伯雄中央軍事委員會副主席は5日に、「独立勢力が台湾を祖国から分裂させることを絶対に許さない」「祖国が必要とするならば、我が軍は國家の安全統一と領土の主権保全を断固として守る」と武力行使を辞さない姿勢を示し(「時事通信」06年3月6日1時1分更新)、温家宝首相は14日の記者会見で、「国家統一綱領」と「国家統一委員会」の廃止は「『一つの中国』原則に対する公然の挑発であり、兩岸(中台)の平和安定を破壊するものだ」「事態の發展を注視し、発生し得る一切の結果に対応する準備を進めている」と述べ、武力行使の準備を進めていることを示唆した(「時事通信」06年3月14日13時1分更新)。

おわりに

これまでも「台湾は主権独立国家であり、中国の一部ではないだけでなく、中華人民共和国の一方地方政府や特別行政区でもない」と言われてきたが、陳水扁総統が中華民国の歴史的な位置付けについての「四段階論」を提起し、李登輝前総統の「中華民国は台湾に存在する」との定義よりも踏み込み、台湾の正式な「国号」の中華民国がすでに中国とは分離された存在で、歴史的な流れから中国とはすでに無関係の独立した主権国家であると明確に表明したことは、「台湾主体の意識確立」や「民主改革の理想」を堅持していく上で重要な意味を持つ。

そして、台湾政府が説明するように、憲法修正の意義は「憲法修正権の国民への復帰と直接民主の定着」にあり、同時にそれは蒋介石の国民党独裁体制を支えた国民大会を廃止するものであることから、国民大会で憲法修正案が承認された意義は大きいと言える。

また、「国家統一綱領」が中国との統一を最終目的に掲げているため、「民主主義の原則に基づき、台湾国民が自らの将来を自由を選択する権利を守る」として、「国家統一綱領」と「国家統一委員会」が廃止されたが、その廃止は当然の措置と評価できる。

問題は、「国家統一綱領」と「国家統一委員会」

の廃止に反発する中国の郭伯雄中央軍事委員会副主席が「祖国が必要とするならば、我が軍は国家の安全統一と領土の主権保全を断固として守る」と武力行使を辞さない姿勢を示し、人民政治協商会議第10期全国委員会第4回会議が「我々は独立勢力と独立活動に断固反対し、これを抑え込む」との政治決議を採択し、温家宝首相が「兩岸の平和安定を破壊するものだ」「事態の発展を注視し、発生し得る一切の結果に対応する準備を進めている」と武力行使の準備を進めていることを示唆したことである。

酒井亨氏は「現在米国が台湾を独立国家として承認したら、中国がいかにか反対しても台湾と米国を敵に回して武力攻撃できるはずがない」「中国が台湾を本気で統一しようとしているのか、その真意を疑う」(酒井亨『台湾したたかな隣人』集英社新書、2006年)としているが、陳水扁総統が06年2月9日に「中国が現在東南沿海部に台湾に照準を合わせたミサイルを784基配備し、台湾への武力侵攻に向けて2007年度までに全面的な対応作戦能力を備え、10年までに大規模作戦能力を備え、15年までに決戦と決勝能力を備えるという三段階の準備作業を進めている」(「民主国家・台湾に国際社会の正義と支持を」『台湾週報』2006年第7週号)と述べていたように、中国は軍備を拡張し、攻撃準備が整うのを待っているだけである。

【脱稿：2006年4月6日】